



8月は 後期高齢者医療資格確認書の更新月です

健康課 73-3014
県後期高齢者医療広域連合 087-811-1866

「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を7月中旬に送付します

有効期限 7月31日(金)まで

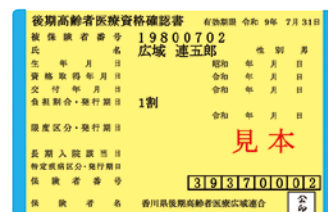
7月中旬以降に、特定記録郵便で次のものを送付します。

●「資格確認書」

- 8月1日(土)現在で85歳以上の人
- 8月1日(土)現在で84歳以下であり、「資格情報のお知らせ」の送付対象外の人

●「資格情報のお知らせ」

- 84歳以下で、『マイナ保険証』を直近1年間に6回以上利用し、かつ直近3カ月に利用がある人



▲資格確認書
(両端が水色に変更)



▲資格情報のお知らせ

記載内容に相違がある場合は、健康課へ申し出てください。

※有効期限の切れた資格確認書は、各自で破棄するか、健康課または各支所へ返還してください。

※資格確認書に、新たに限度区分の記載を希望する人は、健康課へ申請してください。

マイナ保険証を使って、もっと安心で便利な医療へ

- 手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除されます。
(入院時の食費にも対応)
※差額ベッド代やレンタル品は、対象外です。
- 過去1年分の医療費をまとめて管理できるため、確定申告時に医療費控除の手続きが簡単にできます。



▲マイナ保険証の
利用方法は
こちらから



8月は 介護保険の負担割合証と負担限度額認定証の更新月です

長寿介護課 73-3017

「介護保険負担割合証」を7月上旬に送付します

「介護保険負担割合証」は、要介護・要支援認定を受けた人などに交付しています。

有効期限 7月31日(金)まで

新しい負担割合証は、7月上旬に送付します。

サービス事業者は、負担割合証で利用者負担の割合を確認します。サービスの利用時には、介護保険の保険証と一緒に負担割合証を提示してください。



▲介護保険負担割合証

「介護保険負担限度額認定証」の更新の時期です

介護保険負担限度額認定を受けた人は、介護保険施設への入所やショートステイの利用にかかる居住費と食費について、上限額(限度額)が所得に応じて定められます。

有効期限 7月31日(金)まで

7月上旬に、認定更新のための申請書を送付しますので、窓口で更新手続きをしてください。新規で認定を受けたい人は、新規申請をしてください。(認定には要件があります)

申請先 長寿介護課または各支所



8月は 国民健康保険資格確認書の更新月です

健康課 73-3014

「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を7月下旬に送付します

有効期限 7月31日(金)まで

8月1日(土)からの受診方法は、マイナ保険証の登録の有無に応じて、次のようになります。

●マイナ保険証の登録がある人

「資格情報のお知らせ」を、普通郵便で世帯主宛てに送付します。

受診には【マイナ保険証】を利用してください。

※「資格情報のお知らせ」は、マイナ保険証の読み取りができない場合などに、マイナ保険証と一緒に使用してください。

※70歳未満の人は、有効期限の記載がありません。年度更新手続きは不要です。



▲資格情報のお知らせ

●マイナ保険証の登録がない人

「資格確認書」を、特定記録郵便で世帯主宛てに送付します。

受診には【資格確認書】を利用してください。

※「資格確認書」の有効期限は、1年間です。7月末までに届かない場合は、健康課へお問い合わせください。



▲資格確認書

国民健康保険の資格喪失には届け出が必要です

職場の健康保険に既に参加しているにもかかわらず、新しい国民健康保険の郵送物が届いた場合には、重複加入の可能性があります。職場の健康保険から交付された資格確認書などを持って、健康課または各支所で国民健康保険の資格喪失手続きを行ってください。

限度額適用・標準負担額減額認定証は更新の申請が必要です

有効期限 7月31日(金)まで

自動更新ではありません。8月1日(土)以降も認定証が必要な場合は、健康課または各支所で申請してください。



8月は ひとり親家庭等医療費・重度心身障害者等医療費の 受給資格者証の更新月です

健康課 73-3014

「受給資格者証」を7月末までに送付します

有効期限 7月31日(金)まで

受給資格の要件には所得制限があるため、前年の所得を審査し、該当する人には7月末までに新しい受給資格者証を送付します。

更新手続き 所得情報が未申告など更新手続きが必要な人には、個別に書類を送付します。

健康課または各支所で手続きをしてください。

※有効期限が切れた受給資格者証は、各自で破棄するか、健康課または各支所へ返還してください。

加入している健康保険が変わったら、受給資格者証の変更届が必要です

次のものを持って、健康課または各支所で手続きをしてください。

- 持ち物
- 新しい保険情報が分かるもの(マイナ保険証、資格確認書、資格情報のお知らせのいずれか)
 - 受給資格者証